

沼田市民プール 食品販売事業者募集要項

令和 7 年 4 月
沼田市教育委員会

沼田市民プール食品販売事業者募集要項

1 目的

この要項は、沼田市民プール（以下「プール」という。）における来場者の利便性向上のため、令和7年度のプール開場期間に合わせて、食品の販売事業者（以下「事業者という。」）を選定するため必要な事項を定めるものとする。

2 施設の概要

プールの全体概要

住 所	沼田市硯田町626番地
プール敷地面積	8,310㎡
プールの概要	・50mプール（8コース） ・流水プール（1周150m） ・25mスライダー（2レーン）、スライダー着水プール ・幼児プール、幼児プール小スライダー
管 理 棟	1階 事務室、ホワイエ、更衣室・シャワー室(男女) 2階 屋外休憩スペース、監視室、スタッフ休憩室、売店
来 場 者 数	令和6年度 11,617人 令和5年度 11,026人 令和4年度 7,727人 令和元年度 8,789人 平成30年度 10,926人
駐 車 場 台 数	普通自動車70台（うち2台は身体障害者用スペース）
開 場 期 間	令和7年7月12日から令和7年8月26日まで
開 場 時 間	7月12日から7月20日までの平日 午前11時から午後5時まで ----- 7月12日から7月20日までの土・日曜日、祝日及び 7月21日から8月26日までの夏休み期間 午前10時から午後5時まで
休 場 日 等	休場日 8月6日(水) 短縮開場 7月12日(土) 午後1時から開場 8月10日(日) 午後1時から開場
その他近隣施設	・陸上競技場 ・野球場 ・補助競技場 ・公園管理棟 ・公園駐車場

3 公募の概要

(1) 募集対象

キッチンカー又は売店で食品を販売する市内事業者

(2) 選定方法

書類による審査

(3) 選定事業者

1 者

(4) スケジュール

募集及び選定のスケジュールは、下表のとおりとします。事情により変更する場合は、市ホームページ等でお知らせします。

項 目	期 日 等
募集要項の公表	令和7年4月30日(水)
応募登録に係る書類の受付(様式1)	4月30日(水)～5月23日(金)
現地説明会	5月26日(月)
質問書(様式2)の受付	5月27日(火)～5月30日(金)
質問に対する回答	6月2日(月)
正式応募に係る書類(様式3-1、 様式3-2)及び証明書類の提出	6月2日(月)～6月6日(金)
選定審査及び優先交渉権者の決定	6月9日(月)～6月13日(金)
決定通知	6月16日(月)

4 応募資格

応募者は、次の要件を全て満たす者としてします。

(1) 食品衛生法に基づく県知事の営業許可を有する者 (スナック菓子やカップ麺等の既製品のみを販売する場合はこの限りではない。)
キッチンカーの場合 …… 自動車での営業許可であること。
売店の場合 …… 自店舗での営業許可を有し、優先交渉権者に選定された後、プール開場日までに売店における営業許可を取得できる、又は届出を完了できる見込みがあること。
(2) 食品衛生責任者の資格者を衛生管理に当たらせることができる者
(3) その他、営業に必要な法令に基づく許可を有する者
(4) 市税等に滞納がない者
(5) 沼田市暴力団排除条例(平成24年条例第21号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でない者

5 審査及び選定に関する事項

事業者の選定に当たっては、客観性及び公平性の確保に留意します。

市は、「沼田市民プール食品販売事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、委員会の審査結果をもとに優先交渉権者を選定します。

6 応募方法等

応募者は、次の書類を持参又は郵送により提出してください。

(1) 応募書類（各1部）

[ア イ ウ]	応募登録申込書（様式1） 食品衛生責任者の資格を証明するものの写し 質問書（様式2）	]	応募登録時に提出
	エ 沼田市民プール食品の販売営業に関する届出事項 （様式3-1、3-2） オ 食品衛生法に基づく営業許可書等の写し （キッチンカーでの営業の場合のみ。売店販売を希望し、 優先交渉権者として決定後に許可等を得る場合は、後日提出すること。） カ 営業に供するキッチンカーの自動車検査証の写し		
			正式応募時に提出

(2) 受付期間

ア 応募登録に係る書類の提出

令和7年4月30日（水）から令和7年5月23日（金）まで（必着）

イ 正式応募に係る書類の提出

令和7年6月2日（月）から令和6年6月6日（金）まで（必着）

※受付時間は、いずれも平日午前8時30分から午後5時15分までの間

(3) 提出先

沼田市教育委員会事務局スポーツ振興課

〒378-8501 群馬県沼田市下之町888 テラス沼田3階

(4) 質問の受付

現地説明会を行った後、応募登録者からの質問を次のとおり受け付けます。

ア 提出書類

市ホームページから質問書様式（様式2）をダウンロードし、質問事項等を記入の上、提出先窓口まで持参、Eメール又はファクスにて提出してください。

なお、Eメール又はファクスで送信した場合、機器の不備等による行き違いを防ぐため、スポーツ振興課へ電話により確認をしてください。

ホームページ：https://www.city.numata.gunma.jp/kyouiku/sports/1013096.html

Eメール：sports@city.numata.gunma.jp

電話：0278-23-2111

ファクス：0278-23-1401

イ 受付期間

令和7年5月27日（火）から令和7年5月30日（金）まで

ウ 回答方法

令和 7 年 6 月 2 日（月）に、5 月 26 日実施の現地説明会参加者へ通知します。

（５）選定結果の通知

令和 7 年 6 月 16 日（月）に応募者全員に直接通知します。

（６）選定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、選定を取り消します。

ア 応募の資格要件を欠いた場合

イ 提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合

ウ 公正な審査に影響を与える行為があった場合

エ その他、事業者として不適格な事項が認められた場合

7 販売形態及び場所

キッチンカー又は売店での販売とし、場所及び設備は下表のとおりとする。

販売形態	場所	設備
キッチンカー	50m プール東側門扉前(外側) 参考資料 1「キッチンカー配置図」参照	・ 100V 電源口 (延長コードは事業者持参)
売店	管理棟 2 階 参考資料 2「売店配置図」参照	・ 流し台 ・ 水道蛇口 ・ 100V 電源口 ・ 開口シャッター ・ カウンター

※キッチンカーは事業者が所有する車両を使用するものとし、売店は、管理棟に付帯する既存の設備を使用するものとする。

※キッチンカーで販売する場合、車両及び門扉周辺をコーン等で区画し、公園利用者がプールへ不正に入場する事態を防ぐこと。

8 契約の条件

（１）契約期間

令和 7 年 7 月 12 日から 8 月 26 日までの 46 日間

（２）営業日数

プール開場期間 46 日間のうち、休場日の 1 日分を差し引いた 45 日とする。全日程で営業するものとし、やむを得ず営業出来ない日程が生じた場合、速やかにスポーツ振興課へ報告すること。

休場日	8 月 6 日(水)
短縮開場日	7 月 12 日(土)午後 1 時開場 8 月 10 日(日)午後 1 時開場

※ 8 月 10 日については、市民体育大会（水泳の部）のため午後のみを一般開場とするが、大会が中止又は変更された場合、終日一般開場とする。

※ 同大会が実施される場合は、車両の一時移動を要請する場合がある。

(3) 営業時間

午前 11 時から午後 1 時までを基本営業時間とし、前後の時間においても開場時間内で任意に営業可能とする。

(4) 契約面積

ア キッチンカー

32 m²

イ 売店

33 m²

(5) 賃料

1 日当たりの平米単価 40 円（沼田市都市公園条例（昭和53年条例第38号）第15条）に契約面積と営業日数の 45 日に乗じた額を賃料とする。

支払いは前納とし、災害等のやむを得ない理由によりプールが休場となった場合、日割り計算により精算額を算出し還付するものとする。

なお、1 日当たりの賃料は営業時間によらず、1 営業日に対して生じるものである。

(6) 経費

ア 電気使用料

事業者の負担はないものとする。

イ 水道使用料

事業者の負担はないものとする。

ウ その他の営業に要する一切の経費

事業者の負担とする。

なお、売店内の既設のガス栓及びガスは使用できないものとし、携帯用コンロなどを事業者が必要に応じ持参するものとする。

(7) 食品の調理加工及び提供等

ア 食品の調理加工及び提供

場内での調理加工については、簡易な営業（そのままの状態での飲食に供することができる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業）のみとし、売店での営業においては、優先交渉権者として選定された後、プール開場日までに食品衛生法に基づく当該場所での営業許可を受ける又は必要な届出を完了すること。

また、弁当などのそうざいを販売する場合は、群馬県食品衛生法施行条例第5条に基づく施設基準を満たした店舗等において事前調理したもののみを可能とする。

イ 衛生管理

事業者は、食品衛生責任者に指示し衛生管理に当たらせること。特に夏場の猛暑下であることを鑑み、売店又はキッチンカー内外の清潔保持に努め、保冷等による食品の適切な保管のほか、器具や包装容器の取扱いに注意すること。

ウ その他

(7) 食品表示法に基づく表示を適切に行い、食品の安全保持と食物アレルギー等による健康危害を防止すること。

(イ) 酒類の販売を行わないこと。

(ウ) その他関係法令を遵守し、食品による健康危害の防止徹底を図ること。

(8) 廃棄物の処理

提供した飲食物の包装容器や残飯、残り汁については、販売場所及び2階飲食スペースに回収(処理)容器を設置の上、事業者の責めにより処分するものとする。また、その他営業により生じた一切の廃棄物についても事業者の責めにより処分するものとし、購入者が残飯等をプール水槽や排水口に廃棄する事態が生じないよう、事業者が主体となって管理指導するものとする。

なお、プール場内での飲食は、管理棟2階の屋外飲食スペースに限るため、当該スペースへの誘導についても主体的に指導すること(水分補給はプールサイドでも可)。

(9) その他の遵守事項

- ア 沼田市都市公園条例を遵守すること。
- イ 指定場所以外での販売を行わないこと。
- ウ ビン及び缶を容器とした食品の販売を行わないこと。
- エ 営業権利を他の者に転貸又は譲渡しないこと。
- オ 食品の販売以外の用途に供さないこと。
- カ 故意に毀損又は増改築等の模様替えをしないこと。
- キ プール場内及び運動公園内で喫煙しないこと。
- ク 返還時に原状回復すること。
- ケ プールにおける事故やけが等の防止、場内の秩序保持に協力すること。
- コ その他の施設運営方針に協力すること。
- サ 営業に係るトラブル等について、沼田市教育委員会は一切の責任を負わない。事業者の責任とし、誠意をもって対応すること。
- シ その他の疑義が生じた場合は、スポーツ振興課と協議し決定すること。

9 その他

(1) 営業許可の取消し

次の事項に該当する場合は、営業許可を取り消す場合があります。

- ア 賃料を納入しなかった場合
- イ 契約の条件に違反した場合
- ウ その他、事業者として不適格な事項が認められた場合

(2) その他

売店には空調設備がないため、スポットクーラーを設置します。
販売員の熱中症を予防してください。

10 担当課

沼田市教育委員会事務局スポーツ振興課
〒378-8501 群馬県沼田市下之町888番地
電話：0278-23-2111(内線3332) ファクス：0278-23-1401
Eメール：sports@city.numata.gunma.jp